

この史料は、群馬県が発行した「家庭防空指導関係書」という冊子中の家庭防空担任者（原則として各家庭で常時在宅する者1名を指定）の防火上の心得を要点としてまとめたものです。

戦時体制が強化されると、飛行機による攻撃への対策、いわゆる防空態勢が考えられるようになりました。

群馬県では、昭和11年(1936)に「防空に関する県民心得」を発し、県下全域で防空演習を実施しました。各地域では、隣保班を編成し防空活動の単位体として位置づけるとともに、消防団は警防団へと組織替えが行われ、警防団家庭防火群として防空・防火の訓練を行いました。

(参考資料)「群馬県史」通史編7  
736～738頁

家庭防空擔任者の防火上心得置くべき要點

一、警戒警報が出たら

- イ、家庭内の火気に注意
- ロ、防護器具の整頓配備

毎戸必ず準備すべき物

防火用水、防火用砂、バケツ、濡蓑、濡蒲團類

群内に数個は必ず準備すべき物

梯子、シャベル、膏口若は棒の類

成るべく各戸に準備を必要とする物

消火器(ポンプ式)、水道用ホース(水漬等の)、防毒マスク(主要市町ある家庭)

二、空襲警報が出たら

一、直ちに防火の服装を着ける(要すれば防毒具を携帯)

ロ、室内の火気を全部消し瓦斯栓を完全に止める

ハ、擔任者は戸外に出て上空の見張りをする

ニ、室内の燃へ易い物は取片付け整頓する

ホ、石油其の他の油類、危険物は穴に埋める

ヘ、隣家は勿論群内の連絡を克く取り且つ隣家との通路を開けて置く

三、焼夷弾が落ちたら

イ、「焼夷弾」と連呼し空鐘、金盞、バケツ等を亂打し群内に急報する

ロ、素早く防火に努める

ハ、群内擔任者協力防火に努める

ニ、警防団や警察署に急報する

四、平時に火災が出来たら

イ、「火事」と連呼し空鐘、金盞、バケツ等を亂打して群内に急報する

ロ、素早く消火に努める

ハ、群内は勿論近隣相寄り消火に努める

ニ、警察署、警防団に急報する